



立子保第 1300 号
令和元年 6 月 12 日

立川市使用料等審議会
会長 様

立川市長 清水 庄平

多子世帯に対する認可保育所等の保育料について（諮問）

立川市使用料等審議会条例の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

多子世帯に対する認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料

2 諮問の背景・理由

令和元年 10 月から開始される幼児教育・保育の無償化において、無償化されない課税世帯の 0～2 歳児に係る認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料について、多子世帯に対する国の軽減制度では、所得や第 1 子の年齢により、軽減の対象とならない場合があります。

一方、東京都は、安心して希望する人数の子どもを産み育てることができる環境づくりを目的とし、所得や第 1 子の年齢に関わらず、第 2 子は半額、第 3 子以降は無償とするための事業を開始することとしています。

本市においても、子育てを取り巻く情勢を考慮し、当該事業を実施したいと考えております。

3 利用者負担についての基本的な考え方

本市では、多様な行政サービスのうち受益者が特定されるサービスに要する経費については、住民負担の公平性の見地から、サービスを受ける者が、サービスの性質や公共性の度合いに応じて、適正な水準を負担すべきである、との考えを基本としています。

こうした基本的な考え方を踏まえながら、現在の社会経済及び子育てを取り巻く情勢を考慮した、適正な保育料水準のあり方について、ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

4 答申に基づく負担水準適用時期

令和元年 10 月 1 日